

## 令和5年度介護人材確保育成事業業務委託仕様書

### 1 事業目的

求職者を、派遣会社を通じて県内の介護施設・事業所（以下「施設等」という。）に介護職員又は介護助手として派遣し、就業しながら研修を受講させることで継続的な就労に結びつけ、介護施設における人材の確保と介護専門職員の負担軽減を図ることを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 派遣労働者（以下「労働者」という。）の公募、選考及び登録

##### ① 労働者の公募

###### ○派遣対象者

###### ア 介護関係の資格を有していない求職者（以下「無資格者」という）

「介護関係の資格を有していない者」とは、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程、介護職員初任者研修、実務者研修のいずれも修了していない者及び介護福祉士又は看護師の資格を有していない者をいう。

###### イ 介護関係の資格を有しているが介護分野の仕事に就いていない求職者（以下「潜在的有資格者」という）

「介護関係の資格を有している者」とは、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程、介護職員初任者研修、実務者研修のいずれかを修了している者及び介護福祉士又は看護師の資格を有している者をいう。

###### ウ 介護周辺業務を希望する概ね60歳以上の求職者（以下「チャレンジ・シニア」という）

「介護周辺業務を希望する概ね60歳以上の求職者」とは、介護の知識や経験を必要としないベッドメイク、利用者の話し相手や見守りなどの介護周辺業務を希望する者をいう。

##### ② 労働者の選考及び登録

ア 応募のあった参加希望者については、施設等での介護業務や介護周辺業務等に従事することを考慮し、履歴書等書類審査及び面接による選考を行うこと。

イ 選考の結果、採用することを決定した者を一般労働者派遣（登録型派遣）による登録者として登録すること。

(2) 派遣する労働者数

無資格者、潜在的有資格者及びチャレンジ・シニアを合せて 200 名以上。

（内訳：概ね無資格者 120 名、潜在有資格者 50 名、チャレンジ・シニア 30 名）

派遣期間中の退職者が出ることを見込み、委託料の範囲で可能な限り追加雇用に努めること。

(3) 派遣期間

① 2（1）①に掲げる派遣対象者のアの者

派遣期間は、労働者 1 人につき最長 3 か月間を基本とする。

② 2（1）①に掲げる派遣対象者のイの者

派遣期間は、労働者 1 人につき最長 2 か月間を基本とする。

③ 2（1）①に掲げる派遣対象者のウの者

派遣期間は、労働者 1 人につき最長 1 か月間を基本とする。

※ただし、労働者の派遣先での業務と研修は、3 月末で終了させること。

(4) 労働者の施設等への紹介

① 労働者の居住地と派遣先候補施設等の所在地等を勘案して、各労働者の派遣先施設等を選定すること。

② 派遣開始時には、派遣期間終了後の施設等への直接雇用を目的とする。事業趣旨等を労働者及び施設に十分説明し、了承を得たうえで派遣を開始すること。

③ 派遣期間中に、派遣先施設等の労働環境等に事業実施上の問題があり、改善が見込めないと判断される場合には、必要に応じて新たな派遣先施設等を労働者に紹介するなどの措置を講じること。

(5) 契約の締結

① 労働者及び施設等の合意を得て、順次、労働者との雇用契約及び施設等との労働者派遣契約を締結すること。

② 労働者が従事する業務内容は、原則として、無資格者については、介護補助業務及び介護職員初任者研修の受講、潜在的有資格者については、介護業務及び復職者向け研修、チャレンジ・シニアについては、介護周辺業務とする。ただし、労働者及び施設等双方の合意がある場合は、上記業務のほかに事務補助等を加えることができるものとする。

## (6) 労働者の勤務条件

### ① 2 (1) ①に掲げる派遣対象者のア、イの者

- ア 1月当たりの勤務日数は、概ね21日間を基本とする。  
(介護職員初任者研修及び復職者向け研修の受講日を含む。)
- イ 1週当たりの勤務日は、派遣先施設等の勤務体制に合わせて決定する。ただし、無資格者については、介護業務経験が少ないことを考慮した配置体制とする。また、労働者は、原則として夜勤対応は行わないものとする。
- ウ 1日の勤務時間・休憩時間は、原則として、派遣先施設等の日勤の勤務時間に合わせて決定する。
- エ 労働者に対する派遣期間中の給与は月に一度以上必ず支払うこととし、支給額は、無資格者については日額9,600円を上限に、潜在的有資格者については日額12,000円を上限とし、支給額は派遣先施設等の給与体系に準じた額とする。なお、通勤にかかる諸経費として手当を別途毎月支給する。

### ② 2 (1) ①に掲げる派遣対象者のウの者

- ア 1月当たりの勤務日数は、概ね12日間(週3日)を基本とする。
- イ 1日当たりの勤務時間は、概ね4時間を基本とする(短時間勤務)。  
また、労働者は、原則として夜勤対応は行わないものとする。
- ウ 勤務日は、派遣先施設等の勤務体制に合わせて決定する。
- エ 労働者に対する派遣期間中の給与は月に一度以上必ず支払うこととし、支給額は、チャレンジ・シニアについては時給1,043円を上限に派遣先施設等の給与体系に準じた額とする。なお、通勤にかかる諸経費として手当を別途毎月支給する。

## (7) 研修の受講及び実施

- ①労働者の派遣期間中に無資格者については介護職員初任者研修を、潜在的有資格者については復職者向けの研修を受講させること。
- ②研修を修了したことが証明できる書類を契約書第9条に定める業務完了報告書(様式第3号)と併せて提出すること。
- ③チャレンジ・シニアについてはOJT研修を実施すること。

## (8) 労働者の労務管理

- ①労働者の雇用にあたっては、社会保険、雇用保険等に参加すること。
- ②労働基準法及び労働者派遣法等関係法令を遵守すること。
- ③労働者の就労状況を適宜把握し、施設等における勤務体制及び業務内容が関係法令等を遵守したものであることを確認すること。

(9) 施設等への直接雇用に向けた取組み

- ①派遣期間終了後の施設等への直接雇用の際の求人条件について、派遣開始前に施設等から提示された条件を確認し、労働者に対して明示すること。
- ②派遣期間中における労働者の円滑な就労のために、施設等との各種調整を行うこと。
- ③派遣期間終了後における施設等への直接雇用に向けて、基礎的な職業倫理等についての教育等の取組みを行うこと。

(10) 施設等への助言等

- ①労働者の受入れに伴う事務や短時間勤務制度の導入などの働きやすい環境づくりに関し、必要に応じて施設等への助言に努めること
- ②労働者派遣事業に関連する諸制度等の情報について、施設等への情報提供に努めること。
- ③直接雇用後は、施設等に対し現任職員が研修を受講する際の代替職員として活用に努めるよう助言すること。

(11) 労働者のための総合相談窓口の開設

労働者のための総合相談窓口を開設し、メールや電話及び対面によるカウンセリング等を実施することにより、派遣先の施設等への定着率の向上を図ること。

3 委託業務の対象経費

上記2に掲げる業務を行うために必要であり、かつ通常業務との仕分けが可能な次の経費

(1) 労働者に係る人件費

- ・給与、通勤手当、社会保険料等の事業主負担

(2) 介護職員初任者研修及び復職者向け研修の受講費用

(3) その他事業費

- ・本事業に係る委託事業者の人件費
- ・営業旅費、印刷費、通信費、広告費、消耗品費等、本事業を実施するために必要な経費（備品購入費を除く）

4 状況報告等

- (1) 委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。
- (2) 事業終了後は契約書第9条に定める業務完了報告書（様式第3号）と併せて委託料精算書（様式第4号）、支出額の内訳（様式第5号）、事業実施状況（様

式第6号)、就業・研修実績報告書(個票)(様式第7号)、派遣労働者名簿(様式第8-1号、第8-2号、第8-3号)を提出すること。

## 5 留意事項

- (1) 受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては、個人情報保護や労働基準法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 受託者は、本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡する。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとする。
- (5) 事業計画、予算及び事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。

## 6 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項についてはその都度、県と協議してこれを定めるものとする。